

「プレミアム経費」の取扱いについて

1 「プレミアム経費」の考え方

不特定多数の来場者又は抽選等により選定した来場者に提供する特典に係る経費であって、イベントにおける参加店舗の売上向上に直接寄与するもの。

⇒ 単にイベントへ集客をするための取組に係る経費は、出店者の売上増加に必ずしも繋がるものとはいえず、本項目の対象として扱いません。

※ ただし、内容によっては、「その他イベントの集客促進に寄与するものとして市長が認めるもの」として見なすことができる場合があります。

2 該当するものの例

- (1) 出店者のブースで飲食をすると参加できる抽選会等の賞品の調達に係る経費（ただし、原則としてイベント外で使用できる商品券や現金等を除きます）
- (2) 出店者のブースで使用できる商品券にプレミアム（客がその購入のため支払った金額を上回る券面額）を付与する場合の経費

3 該当しないものの例

- (1) 参加店舗における購買行為の有無に関わらず、来場者全員が参加できる抽選会等に係る経費（イベントにおける参加店舗の売上増加に必ずしも繋がるものとはいえないため）
- (2) 参加店舗における購買行為の有無に関わらず、単に来場者に対して飲食物等を無料で振る舞うための経費（イベントにおける参加店舗の売上増加に必ずしも繋がるものとはいえないため）